

銀行実務手続双書 ③

相 殺

第2版

堀内 仁 編
鈴木正和

銀行実務手続双書 3

相 殺

第2版

堀内 仁 編
鈴木正和

社団法人 金融財政事情研究会

【編者略歴】

堀内 仁 明治39年生れ。昭和3年九州大学法学部卒業，弁護士を経て日本勧業銀行に入行，現在第一勧業銀行調査部顧問，日本大学講師。主な著書「金融判例総覧＜上・中・下＞」「貸付整理」「貸付担保」「当座勘定約定書ひな型の解説」

鈴木 正和 大正8年生れ。昭和15年中央大学専門部法律科卒業。東京貯蓄銀行（現協和銀行）入行，現在同行審査第一部。主な著書「新貸金管理の手引き」「新貸金担保の手引き」「新貸金回収の手引き」

相 殺・第2版＜銀行実務手続双書＞

昭和53年2月15日 第1刷発行

検 印 省 略	編 者	堀内 仁・鈴木正和
	発 行 者	奥 山 保
	印 刷	株式会社太平印刷社

〒160 東京都新宿区南元町19

発 行 所 社団法人 金融財政事情研究会

企画制作 株式会社 金 融 財 政

TEL 03 (355) 1721～3

販 売 所 株式会社 キ ン ザ イ

TEL 03 (358) 0011(代)

落丁・乱丁はおとりかえします。

2332-30148-1409

定価 2,300 円

は し が き

自行預金は、預金者に融資をしている銀行にとっては、一番重要な債権回収の資源であって、債務者の信用が悪化した場合には、貸出金と確実に相殺できるようにし、他の債権者の手に渡るのを防止するのが、銀行における債権管理の常識である。ところが、他の債権者にとっても、債務者の銀行預金は、最も好ましい回収資源の一つであるから、債務者の信用に異常を生じたときは、預金に目をつけていろいろな手を打ってくることになる。銀行とこれらの債権者の利害が鋭く対立し、銀行のなした相殺の効力をめぐって紛争事件が多発するのは、どうしても避けられない。とくに債務者には預金以外のめぼしい財産がない場合には、銀行のなした相殺の効力いかに、直ちに債権者のうち誰が債務者の預金を事実上独占する結果になるかに影響を及ぼすので、訴訟で徹底的に争われることが多く、そのために戦後相殺に関する判例・学説の進歩はめざましいものがある。

これまでのところ、銀行にとって幸いなことには、判例は相殺の担保的機能を尊重し、相殺権者の有する合理的な期待と利益を保護する立場に立って次第に相殺できる場合を拡大する傾向にある。とくに差し押えられた預金を受働債権とする相殺については、長い間自働債権と受働債権との弁済期を問題としていたのをあらためるという画期的な判決をするにいたった（最高裁昭和45年6月24日大法院判決）。これで債権の管理が多少容易になったのは確かであるが、債権管理にあたる者にとって知らねばならぬことは多い。

そこで、相殺に関連して起こると思われるあらゆる問題を、相殺概説、相殺準備手続、相殺実行手続の三章にわたり、126問にまとめて、平易に詳細に実務的に、しかも最近の判例・学説まで取り入れて解説することにしたわけである。本書は、このほか必要と思われる書式例を、豊富に掲載することにしてるので、本書があれば、こと相殺に関するかぎり、間違いなく、また、あまり苦勞しないで処理するができる。

なお、本書は、一問一答の形式をとっており、読者の便をはかって多少の重複をいわず、問題の部分さえ見たら、他の項目を見なくても必要な解答が得られるようにしている。しかし、相当法律知識がある方は別として、本書の総論にあたる相殺概説の部分はいちおう通読されることをおすすめしたい。

昭和45年7月25日

堀 内 仁

再 版 に あ た っ て

全国銀行協会連合会は、昭和52年4月19日の理事会において、銀行取引約定書の新ひな型を決定し、同年10月1日以降銀行はもちろんすべての金融機関の約定書が、逐次新規のものに切り替えられた。ひな型の改正にいたるまでの経緯と改正点は、当会発行の「新銀行取引約定書ひな型の解説」に詳述されているので、同書にゆずるが、改正は、期限の利益喪失条項の手直しと取引先からの相殺（いわゆる逆相殺）、に関する規定の新設を、二本の柱として行なわれた。いずれも相殺と密接に関係があるものばかりである。改正にあたっては、判例の動向、社会的批判等を十分にふまえ、約定の合理性に慎重な配慮がなされたが、その一方、債権保全にも万全を期し、関連して生じる実務上の諸問題についても、適切な手当がなされている。

そのために本書の随所に手直しを要する個所ができたほか、これまではほとんどとりあげていないいわゆる逆相殺に関する実務上の諸問題を、詳説することが必要となった。

そこで、今般本書に全面的な改訂を加えて、新約定書のもとで安心して使えることにした次第である。新約定書の逆相殺関係の規定が適用される場合がどれほどあるかは予想できないが、適用されるときは、相当複雑で難解な法律問題に当面せざるをえないことになる。本書がその場合を含めてあらゆる相殺に関する問題につき、読者の有力な指針となれば幸いである。

昭和53年1月14日

堀 内 仁

目 次

は し が き・・・・・・・・・・・・・・・・・・堀内 仁

第1章 相 殺 概 説

- 〔1〕 相殺とはどういうことか・2
- 〔2〕 相殺が認められる理由は何か・3
- 〔3〕 相殺を行なうにはどのような要件が満たされていることが必要か・4
- 〔4〕 相殺が許されないのはどのような場合か・6
- 〔5〕 相殺が差押に優先できるのはどのような場合か・7
- 〔6〕 相殺を行なうにはどのような方式が必要か・9
- 〔7〕 相殺の充当はどのように行なうか・10
- 〔8〕 相殺によってどのような効果が生ずるか・11
- 〔9〕 相殺契約・相殺予約とはどういうことか・12
- 〔10〕 銀行取引で相殺が重要な機能をもつのはなぜか・14
- 〔11〕 銀行が相殺を行なうとき自働債権にはどのようなものがあるか・15
- 〔12〕 銀行が相殺を行なうとき受働債権にはどのようなものがあるか・16
- 〔13〕 銀行取引約定書には相殺についてどのような約定を設けているか・18
- 〔14〕 期限の利益喪失約款とはなにか・20
- 〔15〕 割引手形買戻約款とはなにか・21
- 〔16〕 事前求償約款とはなにか・23
- 〔17〕 銀行取引で相殺が制限されるのはどのような場合か・24
- 〔18〕 民法による相殺と銀行取引約定書による相殺にはどのような差異があるか・26
- 〔19〕 相殺と払戻充当にはどのような差異があるか・27

第2章 期限の利益喪失

第1節 概 説

- 〔20〕 昭和52年改正前の銀取の期限の利益喪失条項と改正後の部分との

おもな相違点は何か・30

- [21] 昭和52年の改正はどのような理由でなされたのか・32
- [22] 期限の利益とはどのようなことか・33
- [23] 期限の利益の放棄と喪失とはどのような違いがあるのか・35
- [24] 期限の利益の当然喪失と請求喪失とを分けた理由は何か・36
- [25] 当然喪失を知らずに、または知りながらそのまま取引を今までどおり継続するとどうなるか・38
- [26] 喪失した期限の利益の復元はできるか。できるとすれば手続はどうするか・39
- [27] 相殺と期限の利益喪失条項との関係についてはどうなるのか・41

第2節 期限利益喪失事由とその手続

- [28] 支払停止とはどのような場合をいうのか。またどのような手続が必要か・43
- [29] 不渡の発生と取引停止・支払停止の区別はどこにあるのか・45
- [30] 会社が解散したり、個人が死亡したりしたときはどうなるか・47
- [31] (仮) 差押の命令・通知が發送されたときとはどんな場合のことをいうのか・48
- [32] 行方不明により期限の利益を失うのはどんなときか・50
- [33] 「債務の一部」とは数個の債務の一部のことか。分割支払の1個の債務の一部のことも含むのか・52
- [34] 担保物件が差し押えられたときの請求喪失はどんなときに利用されるのか・53
- [35] 「取引約定違反」とは具体的にどのような場合のことをいうのか・54
- [36] 「債権保全を必要とする相当の事由」とはどんな場合のことをいうか・55
- [37] 請求喪失の請求の撤回はできるのか。できるとすればどんな手続が必要か・56
- [38] 貸付金の一部についてだけ、その期限の利益を喪失させることはできるか。明示方法はどうか・57
- [39] 買戻請求権の発生する場合はどんな場合か・58
- [40] 根抵当権の確定と期日前の割引手形・60
- [41] 支払承諾、当座貸越、貸付有価証券と期限の利益喪失約款・61
- [42] 消費者ローンの提携先の倒産・63
- [43] 代理貸付の取扱い・65

第3章 相殺準備手続

第1節 自働債権についての手続

- [44] 手形貸付についてはどうすればよいか・68
- [45] 証書貸付についてはどうすればよいか・70
- [46] 割引手形についてはどうすればよいか・73
- [47] 支払承諾についてはどうすればよいか・76
- [48] 貸付有価証券についてはどうすればよいか・78
- [49] 当座貸越についてはどうすればよいか・81
- [50] 当座過振りにについてはどうすればよいか・84
- [51] 支払人口についてはどうすればよいか・87
- [52] 未收利息, 割引料, 保証料についてはどうすればよいか・90
- [53] 立替金についてはどうすればよいか・92
- [54] 連帯保証人に対してはどうすればよいか・94
- [55] 手形保証人に対してはどうすればよいか・97
- [56] 償還請求の通知はどのような方法で行なえばよいか・99
- [57] 償還請求の通知が先方に到達しなかったときはどうすればよいか・102

第2節 受働債権についての手続

- [58] 定期預金についてはどうすればよいか・105
- [59] 無記名定期預金についてはどうすればよいか・107
- [60] 通知預金についてはどうすればよいか・108
- [61] 普通預金についてはどうすればよいか・109
- [62] 当座預金についてはどうすればよいか・109
- [63] 別段預金についてはどうすればよいか・112
- [64] 定期積金についてはどうすればよいか・113
- [65] 相互掛金についてはどうすればよいか・114
- [66] 不渡異議申立提供金預託金についてはどうすればよいか・116
- [67] 保証人の預金についてはどうすればよいか・117
- [68] 支払停止後の振込金についてはどうすればよいか・117
- [69] 銀行に商品購入代金債務, 工事代金債務があった場合はどうすればよいか・119

〔70〕 預金証書・通帳がなかったときはどうすればよいか・119

〔71〕 僚店に預金がある場合はどうすればよいか・120

第3節 受働債権に差押等があった場合の手続

〔72〕 (仮)差押命令があった場合はどうすればよいか・121

〔73〕 取立命令があった場合はどうすればよいか・127

〔74〕 転付命令があった場合はどうすればよいか・129

〔75〕 滞納処分による差押があった場合はどうすればよいか・131

〔76〕 譲渡または質入れの通知があった場合はどうすればよいか・134

第4節 貸出先が各種整理手続に入った場合の手続

〔77〕 内整理に入った場合はどうすればよいか・137

〔78〕 預金に保全処分がなされた場合はどうすればよいか・138

〔79〕 破産手続に入った場合はどうすればよいか・140

〔80〕 和議手続に入った場合はどうすればよいか・144

〔81〕 会社更生手続に入った場合はどうすればよいか・147

〔82〕 会社整理手続に入った場合はどうすればよいか・151

〔83〕 特別清算手続に入った場合はどうすればよいか・152

第4章 相殺実行手続

第1節 相殺の時期

〔84〕 相殺はどんな場合に急ぐべきか・154

〔85〕 相殺を急いではならないのはどのような場合か・156

〔86〕 相殺の実行時期について制限があるのはどのような場合か・158

第2節 相殺の相手方

〔87〕 無能力者に対して相殺する場合はどうすればよいか・160

〔88〕 共同相続の場合はどうすればよいか・163

〔89〕 遺産の分割協議があった場合はどうすればよいか・165

〔90〕 財産分離があった場合はどうすればよいか・168

〔91〕 相続人が不明の場合はどうしたらよいか・170

- [92] 相続人不存在の場合はどうすればよいか・173
- [93] 共同相続人のうち行方不明の者がある場合はどうすればよいか・175
- [94] 不在者に対して相殺する場合はどうすればよいか・176
- [95] 外国人に対して相殺する場合はどうすればよいか・177
- [96] 貸出先が行方不明の場合はどうすればよいか・178
- [97] 法人の代表者が行方不明の場合はどうすればよいか・179
- [98] 権利能力なき社団に対して相殺する場合はどうか・181
- [99] 任意組合に対して相殺する場合はどうしたらよいか・182
- [100] 公法人に対して相殺する場合はどうしたらよいか・184
- [101] 破産者に対して相殺する場合はどうしたらよいか・185
- [102] 更生会社に対して相殺する場合はどうしたらよいか・187
- [103] 商法上の整理会社に対して相殺する場合はどうしたらよいか・189
- [104] 清算会社に対して相殺する場合はどうしたらよいか・191
- [105] 保証人に対して相殺する場合はどうしたらよいか・192
- [106] 受働債権に対して差押を受けた場合は誰を相手に相殺すればよいか・195
- [107] 受働債権に対して取立命令を受けたときは誰を相手に相殺したらよいか・198
- [108] 受働債権に対して転付命令を受けた場合は誰を相手に相殺すればよいか・199

第3節 相 殺 の 計 算

- [109] 相殺の計算はいつから起算するか・203
- [110] 満期末到来の定期預金については利息をどのようにつけるべきか・206
- [111] 満期末到来の定期積金、相互掛金については利息をどのようにつけるべきか・207
- [112] 自働債権が数口あって全部を消滅させるに足りないときはどうすればよいか・209
- [113] 受働債権が数口あって相殺しても余剰があるときはどうすればよいか・210
- [114] 相殺の充当を指定しない場合はどのような結果を生ずるか・212

第4節 相 殺 の 通 知

- [115] 相殺の通知を省略する特約は有効か・214
- [116] 内容証明郵便とはどのようなものか・216
- [117] 内容証明郵便によらない通知の方法はどうすればよいか・218

- [118] 貸出先が行方不明の場合の通知方法はどうすればよいか・220
- [119] 僚店間にまたがってする相殺の通知方法はどうすればよいか・223
- [120] 相殺通知書はどのように記載すればよいか・225
- ① 相殺通知の内容・225
 - ② 手形貸付債権の表示・227
 - ③ 証書貸付債権の表示・228
 - ④ 割引手形買戻請求権の表示・229
 - ⑤ 支払承諾の求償権の表示・230
 - ⑥ 当座貸越債権の表示・231
 - ⑦ 当座過振債権の表示・232
 - ⑧ 商手支払人口債権の表示・234
 - ⑨ 未収利息・割引料・保証料債権の表示・236
 - ⑩ 立替金債権の表示・238
 - ⑪ 連帯保証人に対する債権の表示・239
 - ⑫ 手形保証人に対する債権の表示・240
 - ⑬ 預金その他受働債権の表示・240
- [121] 相殺実行後自働債権が残る場合はどのように記載すればよいか・243
- [122] 相殺実行通知は差押債権者に対してはどのようにすればよいか・245
- [123] 相殺実行通知は取立債権者に対してはどのようにすればよいか・248
- [124] 相殺実行通知は転付債権者に対してはどのようにすればよいか・250

第5節 相殺と手形の呈示・交付または返還

- [125] 手形債権により相殺する場合には手形の呈示・交付が必要か・254
- [126] 原因債権により相殺する場合には手形の呈示・交付は必要か・257
- [127] 貸出先の所在が不明の場合、手形の呈示・交付はどうすればよいか・259
- [128] 手形債務者の所在が不明の場合、手形の呈示・交付はどうすればよいか・262
- [129] 商手支払人が手形の受領を拒んだときはどうすればよいか・263
- [130] 手形を取立のため發送済みのときは手形の呈示・交付はどうすればよいか・265
- [131] 手形を交付するときは相手からどのような受領書をとればよいか・266
- [132] 銀行取引約定書ではどのような場合に手形の呈示・交付を省略できることになっているか・269
- [133] 貸出先の預金と相殺し手形を返還・交付するには、手形面はどのように

処理すればよいか・272

- [134] 保証人の預金と相殺した場合、手形の返還・交付先は誰か。
また手形面はどのように処理すればよいか・275
- [135] 貸出先の預金と保証人の預金とをあわせて相殺した場合、
手形はどのように処理するか・277
- [136] 割引依頼人および手形の主債務者の預金をあわせて相殺した場合、手形の
返還・交付先は誰か。手形面はどのように処理すればよいか・280
- [137] 手形債権の一部を相殺するために呈示をするには
どのようにすればよいか・281
- [138] (仮)差押を受けた預金と相殺した場合、手形の返還・交付は誰に
すべきか・283
- [139] 取立命令があった預金と相殺した場合、手形の返還・交付は誰に
すべきか・285
- [140] 国税滞納処分による差押があった預金と相殺した場合、手形の
返還・交付は誰にすべきか・287
- [141] 転付命令があった預金と相殺した場合、手形の返還・交付は誰に
すべきか・290
- [142] 譲渡または質入れされた預金と相殺した場合、手形の返還・交付は
誰にすべきか・292
- [143] 破産手続が開始された場合、相殺済手形の返還・交付は
誰にすべきか・294
- [144] 和議手続が開始された場合、相殺済手形の返還・交付は
誰にすべきか・296
- [145] 会社更生手続が開始された場合、相殺済手形の返還・交付は
誰にすべきか・297
- [146] 会社整理手続が開始された場合、相殺済手形の返還・交付は
誰にすべきか・298

第6節 相殺済手形のとめおき

- [147] 相殺済手形のとめおきはどのような場合にできるか・301
- [148] 相殺済手形のとめおきと商事留置権による留置とはどのように
異なるか・303
- [149] 相殺済手形の取立・処分による回収はどのようにすればよいか・305

第5章 取引先からの相殺（逆相殺）

第1節 逆相殺概説

- [150] 民法の定めによる逆相殺はどういうものか・308
- [151] 銀取約定には逆相殺についてどのような約定を明記しているか・310
- [152] 銀取約定には逆相殺の充当指定についてどのような約定を明記しているか・311
- [153] 逆相殺権の対象となる自働債権、受働債権にはそれぞれどのようなものがあるか・312

第2節 相殺通知の受理

- [154] 相殺通知を受け取った場合には、どんな手続を行なうか・314
- [155] 相殺通知の印鑑が届出印と相違している場合の逆相殺の効力はどうか・317
- [156] 書面によらない相殺通知を受け取ったらどうすればよいか・317
- [157] 相殺通知に届出印の押捺ある証書の提出義務を課したのはなぜか・319
- [158] 逆相殺の預金証書の回収ができない場合の相殺の効力・320
- [159] 取引先本人からの通知であることの確認はどうするか・320
- [160] 逆相殺の手続が完了した後、その通知が真実の預金者からのものでなかった場合、相殺の効力はどうか・322
- [161] 預金者の代理人と称する者から相殺通知があった場合、どのような手続をすればよいか・323
- [162] 未成年者から相殺通知があった場合、どのような手続をすればよいか・324
- [163] 保証人からの相殺通知は効力があるか。また債務者からの通知と競合する場合はどうすればよいか・325
- [164] 相続人の1人からの逆相殺の通知があった場合、どのような手続をすればよいか・326
- [165] 預金の譲受人から、逆相殺の通知があった場合、どのような手続をすればよいか・328
- [166] 保証人から期日未到来の貸出金および買戻債務未発生の割引手形と自己の預金との相殺申出があった場合、どのような手続をすればよいか・329
- [167] 保証人から貸出先の預金で被保証債務との相殺の申出があった場合、どのような手続をとればよいか・331

- [168] 割引手形の支払人から、支払人自身の預金と満期前の割引手形との相殺の申出があった場合、どのような手続をとればよいか・332
- [169] 割引手形（融手）の支払人から、その貸出先の預金と割引手形との相殺の申出があった場合、どのような手続をとればよいか・333
- [170] 債権者代位権により相殺できるのはどのような場合か・334
- [171] 後順位担保権者から、先順位担保権者の被担保債権とその預金との相殺の申出があった場合、どのような手続をとればよいか・336
- [172] 法人の借入債務につき、その役員から自己の預金との相殺の申出があった場合、どのような手続をとればよいか・336
- [173] 役員の借入債務につき、法人から自己の預金との相殺の申出があった場合、どのような手続をとればよいか・337
- [174] 妻から夫の借入債務につき、自己の預金との相殺の申出があった場合、どのような手続をとればよいか・339

第3節 自働債権についての手続

- [175] 普通預金、通知預金、当座預金について相殺の申出があった場合、どのような手続をすればよいか・340
- [176] 定期預金、総合口座付定期預金について相殺の申出があった場合、どのような手続をすればよいか・342
- [177] 相互掛金について相殺の申出があった場合、どのような手続をすればよいか・344
- [178] 定期積金について相殺の申出があった場合、どのような手続をすればよいか・344
- [179] 納税準備預金について相殺の申出があった場合、どのような手続をすればよいか・346
- [180] 別段預金について相殺の申出があった場合、どのような手続をすればよいか・347
- [181] 不渡異議申立提供金預託金について相殺の申出があった場合、どのような手続をすればよいか・349
- [182] 出資金について相殺の申出があった場合はどのような手続をすればよいか・350
- [183] 貸付信託について相殺の申出があった場合、どのような手続をすればよいか・353
- [184] 拘束預金について相殺の申出があった場合、どのような

手続をすればよいか・355

- [185] 無記名定期、架空名義預金について相殺の申出があった場合、
どのような手続をすればよいか・356
- [186] 僚店預金について相殺の申出があった場合、どのような
手続をすればよいか・358
- [187] 差押がある預金について相殺の申出があった場合、どのような
手続をすればよいか・359
- [188] 当座解約後の振込金について相殺の申出があった場合、どのような
手続をすればよいか・360
- [189] 外貨または自由円勘定による預金について相殺の申出があった場合、
どのような手続をすればよいか・361
- [190] 定期預金の一部について相殺の申出があった場合、どのような
手続をすればよいか・362
- [191] 逆相殺通知後に預金に差押を受けた場合はどうか・364
- [192] 期日未到来の定期預金になされた逆相殺通知の効力はどうか。
また1週間前の場合はどうか・365

第4節 受働債権についての手続

- [193] 手形貸付、証書貸付について相殺の申出があった場合、
どのような手続をすればよいか・367
- [194] 手形割引について相殺の申出があった場合、どのような
手続をすればよいか・369
- [195] 逆相殺のときにのみ取引先に買戻権が認められるのはなぜか・370
- [196] 取立中の割引手形について相殺申出があった場合、どのような
手続をすればよいか・372
- [197] 再譲渡中の割引手形について相殺の申出があった場合、
どのような手続をすればよいか・374
- [198] 支払承諾について相殺の申出があった場合、どのような
手続をすればよいか・376
- [199] 貸付有価証券について相殺の申出があった場合、どのような
手続をすればよいか・377
- [200] 代理貸付について相殺の申出があった場合、どのような
手続をすればよいか・379
- [201] 住宅ローンについて相殺申出があった場合、どのような

- 手続をすればよいのか・381
- [202] 期日前の債権額の一部について相殺申出があった場合、
残額の弁済期はどうなるのか・383
- [203] 満期前の1通の割引手形について手形金額の一部の逆相殺申出が
あった場合、銀行はどうすればよいのか・384
- [204] 分割弁済の約定をした貸出金の一部について逆相殺の申出があった場合、
貸出金の残額についての返済期日はどうなるのか・385
- [205] 外貨債権はなぜ弁済期にないと相殺の対象と認められないのか・386
- [206] 会社更生・破産の申出をなした取引先からの相殺は否認権の
対象とならないのか・388

第5節 充当指定の変更等

- [207] 逆相殺で法定充当となるのはどのようなときか・390
- [208] 異議および指定変更のできる場合、できない場合とはどのような
場合か。またその書式、内容はどうか・392
- [209] 逆相殺に対する異議はいつまでに出さないといけないか。
またその時期をすぎるとどうなるのか・394
- [210] 逆相殺に異議を述べた場合、充当指定替はいつまでにしなければ
ならないか。また、充当指定替をしていないとどうなるか・395
- [211] 充当指定替がなされた場合、相殺はいつ効力を生じるか。また、
割引手形の買戻請求権はいつ発生するか・396
- [212] 異議を述べ、指定替するまでにその預金に差押があるとどうなるか・397
- [213] 充当指定通知はどのような内容にすべきか・398
- [214] 異議および指定変更を行なったが、取引先が逆相殺の撤回をした場合の
手続はどうすればよいのか・399
- [215] 指定変更は利害関係人にすべて対抗できるか・400
- [216] 債権者代位権による逆相殺の場合、充当についての異議、指定替の
通知は誰にすべきか・401
- [217] 指定変更した場合逆相殺のため放棄した貸金の期限や
買戻債務はどうなるのか・402
- [218] 極度保証の支払承諾による事前求償権は極度額（保証残高に関係なく）
で指定変更できるか・403
- [219] 事前求償権への指定変更を行なった場合の取扱上の留意点はどうか・404

第6節 相殺の計算

- [220] 貸出金の利息計算はどうか・406
- [221] 預金の利息計算はどうか・408
- [222] 相殺通知が締後または休日に到達した場合、利息計算はどうか・408
- [223] 相殺通知の利息の計算が違っていた場合、どのようにしたらよいか・409
- [224] 期限前の逆相殺の場合、ペナルティの特約はどうか。また、
その特約のある貸金について指定変更した場合はどうか・411
- [225] 外貨債権・債務による逆相殺の場合の相場の適用はどうか・412
- [226] 相殺の計算はどのような内容で通知するか・413
- [227] 指定を変更した場合、利息の計算はどのようにすべきか・414

第7節 手形・担保の取扱い

- [228] 逆相殺された割引手形についてとめ置権（8条4項）は行使できるか・415
- [229] 債権者代位権による逆相殺の場合、相殺済手形の返還先は誰か。
とめ置権は行使できるか・416
- [230] 逆相殺の預金証書を取引先から回収できない場合に相殺済手形、
担保品の返還を拒否できるか・417
- [231] 割引手形が取立中で返還できない場合はどうか・419